

公 示 日：2026 年 6 月 17 日（水）

調達管理番号：26a00350

国 名：チュニジア

担 当 部 署：地球環境部 水資源グループ 水資源第一チーム

調 達 件 名：チュニジア国スファックス大都市圏水道事業効率改善計画策定プロジェクト詳細計画策定調査（無収水対策）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：無収水対策
- （2）格 付：3 号
- （3）業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2026 年 7 月下旬から 2026 年 10 月下旬
- （2）業務人月：1.20
- （3）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
3 日 21 日 7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （2）見 積 書 提 出 部 数：1 部
- （3）提 出 期 限：2026 年 7 月 1 日（水）（12 時まで）
- （4）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 7 月 10 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の
説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	無収水対策に係る各種調査
対象国及び類似地域	チュニジア及び全途上国
語学の種類	英語（仏語ができることが望ましい）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

チュニジアは人口 1,240 万人（2025 年、国連人口基金）、一人当たり GDP4,752 ドル（2025 年、IMF 推計値）の中所得国である。チュニジアの国家計画「Vision Tunisie 2035」ではグリーン経済の推進、地域間格差の是正、産業構造の転換を目指しており、その前提となる安定的な水供給が不可欠な要素とされている。

チュニジアは、アフリカ北部でも有数の乾燥地帯が広がる国であり、半乾燥から乾燥の気候条件と断続的な干ばつ（近年では 7 年間連続の干ばつ）により、水資源が極めて限られている。また、地下水の高い塩分濃度も特徴であり、飲料水と灌漑用水の品質維持に深刻な課題をもたらしている。そこで「水戦略 2050」（the Vision and strategy for the Water Sector By 2050 for Tunisia (Eau 2050)）では、気候変動による干ばつに対応し、2050 年までの人口・経済成長に見合う水需要を満たすための安定的な水供給と開発、脱塩水（海水淡水化）や処理下水の再利用など従来の水源以外への依存度を高める非在来型水源の活用、配水管の漏水対策、農業用水の効率化（節水灌漑技術）、地下水涵養技術の強化などの配水効率¹化やインフラ改修等を通しての水の安全保障の実現を目指している。

チュニジア南部に位置する第二の都市スファックスは、約 100 万人の人口規模（チュニジア国統計研究所（INS）公表、RGPH2024²）となっており、産業・商業・港湾都市として発展してきた。しかし半乾燥地帯に位置し、チュニジア国立気象研究所（INM）の長期平年値（1981 年～2010 年）によれば年平均降水量は約 200 ミリメートルと僅少であり（世界平均は 970 ミリメートル）、表流水、地下水共に適した水資源量の大部分が既に使用され、水の需要がひっ迫している。このような中、水道事業を担う水資源開発公社（Société Nationale d'Exploitation et de Distribution des Eaux、以下 SONEDE）は、2050 年までに

¹ 「配水効率」とは、システムインプット（配水量全体）に対する認定給水量の割合。つまり日本でいう「認定給水量率」を指している。したがって一般的に使用される無収率（Non-Revenue water）とは異なっており、単に無収水量を下げればよいわけではなく、非請求認定給水量の削減も考える必要がある。

² Recensement Général de la Population et de l' Habitat 2024 （2024 年チュニジア統計研究所が実施した国勢調査）

送水・配水の全体効率³を 80%（送水効率 95%×配水効率 85%）に向上させることを目指すことが「水戦略 2050」で定められた。そのため送水幹線の更新・補強、配水管更新・老朽管対策、圧力管理、区画化、漏水削減・監視体制構築、貯水池・ポンプ施設の近代化が必要であり、2050 年までに約 270 億 TND（チュニジアンディナール）の投資額が必要と算出された。

スファックス大都市圏において、SONEDE は 2003 年に「スファックス都市圏配水マスタープラン」を策定し、無収水の削減とネットワークの効率向上を図っている。現在、JICA の技術協力プロジェクトでスファックスを中心とする南部地域の無収水削減の取り組みによりこれまで漏水に対して事後に対処をしていたが、事前に計画的に対処する「予防保全型」に転換、また JICA の円借款によるスファックス海水淡水化プラントの稼働（2024 年 10 月より）により、水供給能力の強化と質の向上につながっている。

しかし SONEDE が目指す配水効率化を実現するためには、非請求水量を減らしていく必要がある。例えばスファックス大都市圏では水道メータの破損率は約 34%と言われており、これらに対しては定額請求を行っている。しかし定額以上の水量を使用している可能性もあり水道メータ交換を行い、正確な使用量を確認することが重要である。このような商業的ロス対策が引き続きの課題となっており、更なる配水効率化による無収水削減のために重要となってくる。

このため、本詳細計画策定調査では、プロジェクトの内容や実施体制を検討するための情報を収集・分析・整理した上で、チュニジア側関係機関とプロジェクトの内容や実施体制を協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2026 年 7 月下旬）

³ Eau2050(Water2050)の文書内で、分析・投資算定の前提として、送水効率 95%、配水効率 85%、全体効率 80%が想定されている。全体効率とは総合的な水の到達効率（取水した水のうち最終的に利用者に届いた割合）。送水効率×配水効率で算出される。

- ① チュニジア側関係機関との協議及び交渉に向けて、JICA グローバルアジェンダ「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」及びクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」並びにチュニジアの水道分野に対する JICA の協力における本プロジェクトの位置づけを、契約後に JICA から提供する資料等に基づいて理解する。
 - ② 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、チュニジア側関係機関（C/P 機関等）や他開発パートナー（世界銀行、KfW 等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
 - ③ JICA による対処方針（案）および協議議事録（Minutes of Meeting、以下「M/M」という。）（案）（英語・仏語）および協力合意文書（Record of Discussions。以下「R/D」という。）（案）（英語・仏語）の作成に協力する。
 - ④ 対処方針会議等に参加する。
- （２） 現地業務（2026 年 8 月上旬～2026 年 8 月下旬）
- ① JICA チュニジア事務所等との打合せに参加する。
 - ② チュニジア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。協議や現地調査においては、担当分野の観点から情報収集や見解の提示を行い、論理的な結論が見出せるように支援する。
 - ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア） プロジェクトに関係する組織の概要、プロジェクトとの関連性を把握する。
 - (a) 水資源開発公社（以下、SONEDE）およびスファックス大都市圏を所管する営業所
 - (b) 農業・水資源・漁業省
 - (c) その他漏水対策等に関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
 - イ） SONED の無収水対策に関する現状、課題、戦略や計画を把握し、配水効率化計画（以下、PAP 計画）の必要性及び PAP 策定に際して

検討すべき重要なポイントを整理する。

- ウ) SONEDE の漏水対策の現状、策定能力、計画策定に対応可能な人員等について確認し、本格調査における OJT のあり方を検討する。
 - エ) SONEDE のスファックス大都市圏を所管する営業所における水道メータ検針、請求、顧客管理・啓発の取組の状況と課題を調査・分析し、本格調査におけるスコープについて検討する。
 - オ) PAP 計画策定に関し、SONEDE 側の想定を確認し、本格調査におけるスコープについて検討する。検討に伴い既存の PAP 計画に関する情報も収集する。
 - カ) 策定する PAP 計画の実証検討を行うエリア（パイロットエリア）選定の際に検討すべき要件について検討する。
 - キ) SONEDE や関係組織による、気候変動対策の取組、自然・生態系・水源地域保全の取組、人権配慮の取組（接続や料金設定等における貧困層配慮、SONEDE による障がい者雇用の状況やその他の障がい者配慮等）について把握する。
 - ク) 上記ア)～カ) すべてにおけるジェンダー視点に立った情報収集と分析を行う。加えて、協力対象国・地域の社会や組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析を行う。なお、同情報収集をする際は、「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【水資源】」（和文：https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water.pdf、英文：https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water_eng.pdf）を参照する。また実施機関におけるジェンダー主流化の状況（例えば、実施機関職員や管理職の男女別割合や人材育成における女性参加率など）や取組の可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取組を反映させる。具体的なステップ
- ① 社会・ジェンダー分析を行う。
 - ② 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特

定・設定する。

③ ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討・設定する。

④ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

ケ) キ) の分析により把握したジェンダー課題に対応する活動（案）、活動のためのインプット（案）、活動の進捗を測る指標（案）の提案を行う。

コ) 現地再委託を請け負う可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。

④ 調査結果に基づき、担当分野に係る本事業の協力枠組み（案）の作成に協力する。他団員と共に、プロジェクトの対象地域、実施体制、成果、活動内容等の案を検討する。

⑤ 担当分野に係る本格調査での現地再委託の調査内容を検討し、同業務の概算費用を提案する。

⑥ 担当分野に係る M/M 案、R/D 案の作成に協力する。

⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA チュニジア事務所等に報告する。

（３） 整理業務（2026 年 9 月上旬～2026 年 10 月下旬）

① 事業事前評価表（案）作成に協力する。

② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文）

2026 年 10 月 30 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 8 月 3 日～2026 年 8 月 23 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 水道技術／水道事業経営（JICA）

ウ) 協力企画（JICA）

エ) 上水道計画（JICA が別途契約するコンサルタント）

オ) 無収水対策（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA チュニジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通 訳 備 上：あり（英語－フランス語）

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。ただし、JICA 団員不在時は、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第一チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・技術協力プロジェクト「無収水削減能力強化プロジェクト完了報告書」（案）

- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ [スファックス海水淡水化施設建設事業 | ODA 見える化サイト](https://www.jica.go.jp/oda/project/TS-P40/index.html)
<https://www.jica.go.jp/oda/project/TS-P40/index.html>

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA チュニジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭

に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上